

持続的経営と税 (7)

2021年に国際合意した「BEPS (税源浸食と利益移転) 包括的枠組み」の「GloBEルール」によるグローバル・ミニマム課税制度が導入されると、日本企業を取り巻くグローバル課税の環境は一変する。

GloBEルールとは、法人税に世界共通の最低税率を設けようとする多国間協調の取り組みだ。多国籍企業が国境を越えたグループ内取引を利用して低税率国へ所得を移転させて租税負担を少なくしようとする動きや、企業誘致のため各国が法人税率の引き下げ競争に走ったことに歯止めをかける狙いなどから検討が始まった。

企業経営上の税金コストには、税務申告による納税額と、財務諸表に計上する税金費用の2つがある。企業は決算時に会計上と税務上の差異を計算しながら会計上の納税額を合理的に見積もって税金費用を計算する一方、税務申告に際しては会計上の税金費用とは別に、税法に基づいて課税所得と納税額を計算している。

会計上と税務上で別物として扱われてきた税金コストだが、GloBEルールが導入されると、会計と税務の関係は一変する。会計上の税金費用がグローバル・ミニマム課税額に影響を与えることになる。GloBEルールの導入では企業ごとに必要となる100以上にのぼる項目のデータをいかに収集するかが日本企業の喫緊の課題

となっているが、それ以上に重要になるのが、会計上どのような税金費用の数値として計上しているかになってくる。

BEPS導入の背景に、米国のグローバル企業による過度なタックスプランニングによって、連結実効税率が10%前後と極めて低いことがあった。GloBEルールが導入されると、米国のグローバル企業の実効税率は15%まで上昇すると期待されている。

日本の財務省によると、米国の実効税率は27.98%など欧米主要国の多くの実効税率が20%台後半(2022年1月時点)であり、ある意味それより低い15%が実効税率の目標として「正当化」されることになる。日本の実効税率は29.74%と比較的高いが、GloBEルール導入後は15%を目安とした実効税率の管理が求められることになる。

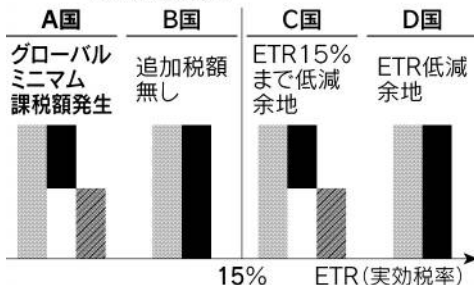
とはいえGloBEルールでは15%を下回ると直ちに課税が生じるわけではない。実体のある所得を除いた超過利益に対してのみグローバル・ミニマム課税するため、税率が低い国であっても実体があれば課税は生じない。

日本のタックスヘイブン(租税回避地)対策税制でも実体のある事業活動からの所得は合算課税から除外しているが、実体があるかどうかの判断には事業活動をする拠点があるかといった定性的な基準となっていた。GloBEルールでは、固定資産と給与費用から実体のある所得を計算することになるため、各国・地域での事業活動の実体を数値として示すことが、グローバルな税務リスクの管理では重要になってくる。

「実効税率15%」が目安に

GloBEルールにおける実効税率とグローバルミニマム課税

■ GloBEルールによる所得
■ 実体性のある所得の除外
■ 超過利益



おおほり・ひでき 日本企業のグローバル税務戦略および税務リスクに関する税務ポジションの分析を提供している。グローバル課税とサステナビリティの観点からの税情報の開示戦略についてもアドバイスを担当している。